

江府町告示第10号

令和5年2月27日

江府町長 白石 祐治

第2回江府町議会3月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和5年3月6日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

加藤 周二

芦立 喜男

森田 哲也

川端 登志一

阿部 朝親

三輪 英男

長岡 邦一

川端 雄勇

三好 晋也

○応招しなかった議員

なし

第2回江府町議会3月定例会会議録（第1日）

令和5年3月6日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行財政方針説明
- 日程第5 報告第1号 長期継続契約の締結状況について
- 日程第6 議案第6号 江府町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 江府町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 江府町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 江府町職員定数条例の一部改正について
- 日程第10 議案第10号 江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第11号 江府町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 江府町特別会計設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 江府町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 財産の取得（旧JA神奈川支所）の変更について
- 日程第19 議案第19号 令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和5年度鳥取県日野郡江府町移住促進住宅特別会計予算

- 日程第21 議案第21号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第22 議案第22号 令和5年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第23 議案第23号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
予算
- 日程第24 議案第24号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘
定）予算
- 日程第25 議案第25号 令和5年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 令和5年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第27号 令和5年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第28号 令和5年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第29号 令和5年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第30号 令和5年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和5年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第32 議案第32号 令和5年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第33 特別委員会の設置及び付託について
- 日程第34 議案第33号 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第35 議案第34号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正
予算（第2号）
- 日程第36 議案第35号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正
予算（第4号）
- 日程第37 議案第36号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第37号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第39 議案第38号 令和4年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第40 議案第39号 令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第41 議案第40号 令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第42 議案第41号 令和4年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第42号 令和4年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	八幡徳弘
教育長	富田敦司	総務課長	生田志保
住民生活課長	松原順二	産業建設課長	末次義晃
教育課長	加藤邦樹	会計管理者	藤原靖
学事担当課長	谷田孝之		

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） ただいまの出席議員数は9名です。

地方自治法第113条の規定による定足数に達していますので、令和5年第2回江府町議会3月定例会を開会いたします。

なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、阿部朝親議員、6番、三輪英男議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より3月24日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三好 晋也君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。12月議会以降の議会活動については、タブレットに配信いたしました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことでご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 3月議会におきまして、行政報告をさせていただきます。お手元の資料に沿って主なもののみ報告をさせていただきます。まず、1ページ目でございます。上から2番目ですが、民間複業人材との協働に関する連携協定調印式、1月30日にオンラインでさせていただきました。Another works という会社でございます。これは確か5万人くらいの登録者を持っている会社で民間で働いている方と自治体と、自治体だけじゃなくて民間企業もなんですけど

も、繋いで複業を斡旋しているといったような会社でございます。本町の場合、『保育園らしくない保育園』づくりという構想づくりについて提案をさせていただきまして、公募したところ14人の方が手を挙げられました。それを役場の中で書類審査をいたしまして、今、7名の方をリモートで面接をしているところでございます。実は、今日も午後から1名面談をするんですが、今のところ6名やりました経過で行きますと、結構いろんなバラエティに富んだ方がおられました、その中から絞り込むのがなかなか大変な作業ということですが、今日の一人が終わった時点で最終的な人選を行いまして、また議会のほうにもご報告したいというふうに考えております。続きまして、その下なんです、日野郡三町で合同のDX勉強会なるものを開催いたしました。これは、県の情報センターさんをお願いしてセッティングしていただいたんですけども、ガバメイツさんという会社が愛媛県のほうにございまして、そちらのほうからいろいろとお話を伺いました。私がちょっと気になったのが、実は今、公務員でなくても出来る業務っていうのがありまして、これをノンコア業務っていうんですけども、それを職員から切り離すことによって、職員は例えば、住民の皆さんからのお話を聞くとか、あるいは現地に行って何かをすることか、新しいアイデアを生み出すとか、そちらのほうにリソースをシフトできるといったようなお話でございました。今、80%以上が紙のほうに依存しているということで、紙を媒介とすることによって、業務量が増えているということだそうでございます。ですので、このペーパーレスの流れを上手く使って業務量を減らして行って、それをより有効な業務に振り替えていきたいというふうに考えております。その次のページでございます。その一番下のほうにもDXに関する研修会、これは職員を対象にして行いました。出前講座ということで中国情報通信局から、あるいはセキュリティ対策、デジタル利活用の研修ということで、トレンドマイクロさんというウイルスバスターというソフトを作とられる会社から来ていただいて研修を行ったところでございます。続きまして、次のページでございます。一番上に自然塾準備室というふうに書いておりますが、奥大山SnowFieldFesというものを開催いたしました。あまりニュースとかにはなかったんですけども、2月の5日にエバーランド奥大山のゲレンデじゃない側、建物のちょっと手前のほうなんですけれども、そこにピステンで固めてそり遊びとか雪遊びも出来るスペースも作りまして、バスで住民の皆さんお子さん連れで35人ほど来ていただいて遊んでいただいたということでございます。結構、こういった使い方をすると地元の皆さん喜んでいただけるなどというのを実感したところでございますので、今後、奥大山自然塾と併せまして、こういった活用のほうも考えていけたらなというふうに考えております。その下でございます、ふるさと納税、これはいつもいつものお話なんですけれども、改めてまた報告いたしますと合計が書いてないも

ので合計を申し上げます。2月までの累計の件数なんですが2万6,537件でございます。昨年が、1万7,119件ということですので、55%ほど上がっているところでございます。続きまして、金額でございます。2月末で5億4,692万3,000円でございます。昨年度が4億4,585万8,000円ですので、こちらは22%の増でございます。ここで改めてご報告しておきたいんですけども、これはどちらの数字にもガバメントクラウドファンディングの金額は入っておりますので、それも含めた金額だということをご承知いただければというふうに思います。最後なんですが、次のページをお願いいたします。真ん中あたりに移住定住で佐川の地域交流拠点施設募集要項説明会と書いてございます。1月27日に説明会を行いまして、現在、参加表明をされたところが1事業体ございました。ですので、これを3月23日にプロポーザル審査を行いまして、出来れば3月24日の議会で報告をさせていただきたいというふうに考えております。簡単ですけど報告のほう以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

日程第4 町長行財政方針説明

○議長（三好 晋也君） 日程第4、町長行財政方針説明。町長から行財政方針の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） そうしますと、令和5年度行財政方針を申し上げます。

令和5年度当初予算案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に対する考え方を申し述べ、議員各位並びに町民のみなさまのご理解、ご協力と、まちづくりにつきましてさらなる積極的なご参加を賜りたいと存じます。

3年前から始まった新型コロナウイルス感染症に加え、昨年2月からはロシアによるウクライナ侵攻が始まり、いずれも未だ収束に至っておりません。北朝鮮によるミサイル発射、地球温暖化による急激な気候変動とその影響による異常気象、物価高騰など先行き不透明で不安なことも多い昨今、町民のみなさまの生活が少しでも良くなるようにと必要な施策を講じてまいりました。

今後も国や県の動向を注視しながら、デジタル田園都市国家構想や異次元の少子化対策など、江府町の持続的な発展に必要な施策に重点的に取り組んでまいります。

そして、コロナ禍により開催を取りやめ縮小することになった事業も数多くあります。コロナの状況にもよりますが、伝統行事である江尾十七夜や希望される集落に出向いての防災対策を始めとした行政説明会なども実施します。

それでは、令和5年度の主要施策についてご説明申し上げます。

まず、移住定住の促進です。

持続可能な3000人の楽しい町をつくるためには、人口の社会減を食い止め社会増に転じる施策を講じることが喫緊の課題だと考えます。

ここ数年、江府町への移住に関心を持つ人も増えてきていますが、居住する場所が不足しているため移住につながっていないケースも多々あります。そのため、現在、佐川地区に移住定住促進住宅と交流拠点施設の整備を民間と連携する形で進めております。令和5年度中に住宅への入居を募集する予定でございます。旧役場庁舎跡につきましても、住宅分譲地として活用できないか検討するとともに、遊休施設の用地化、空き家の活用についても引き続き検討してまいります。

併せて、子育て支援や教育環境の整備も重要です。保育料の無償化、通学に係る交通費の支援等に加えて、昨年度から義務教育学校の給食費の無償化、さらに高校生がいる世帯までの光回線使用料の支援を始めたところです。いもこ塾、まなびや縁側、オンスタ★学習塾などの学びの支援、奥大山江府学園のふるさと魅力発信科によるふるさと教育の充実による学びの支援も充実させていきます。

また、町の魅力づくりと情報発信にも力を入れていきます。「水」のふるさと奥大山SDGs宣言により、江府町の自然環境を大切にする姿勢が鮮明になりました。5月には環境教育の拠点として奥大山自然塾を開校、さらに木谷沢溪流の整備も進めます。せせらぎ公園を始めとした町内の公共施設を昨年11月に協定を締結したtenrai株式会社と連携協力して再生、有機的に結びつけ江府町をプラネタリーヘルスに関する学びと実践の拠点にしていきます。

そして、このところ江府町で起業をされる方や活動をされるグループ、団体、芸術家も増えております。江府町で活躍されるみなさんを積極的に支援し、事業や活動に弾みをつけていただくとともに、町の魅力として全国に情報発信してまいります。このことにより、江府町でぜひ起業してみたい、活動してみたいという人が一人でも増えるように努力してまいります。

続きまして、DXの推進です。

「安全、安心、健康に暮らせる町」は、楽しく暮らせるための大前提です。従来にも増して顔の見える距離感という利点を活かして、町のみなさんに寄り添った行政を進めていきます。そのためには、奥大山クレドの実践と職員の意識改革はもちろんのこと、業務改善による生産性の向上が欠かせません。本年度からIDホールディングスから専門人材を受け入れ、役場内のDXを進めております。新年度からはさらに組織・人事コンサルティング会社のリンクアンドモチベーションの協力のもと、科学的な方法を導入して、職員のエンゲージメントの向上に取り組みます。

今後、江府町が持続的に発展していくためには、従来の施策に加えて積極的な「共創」の取り組みが不可欠と考えます。昨年度からソフトバンク、本年度からIDホールディングス、ten

r a i 株式会社と連携協定を結び、これまでになかった取り組みをしております。新年度はさらに、リンクアンドモチベーション、Another works、トレンドマイクロとも江府町の未来に向けての仕事をともに創りたいと考えます。また、鳥取大学、鳥取県文化振興財団とも連携し、学術、文化の面でも一層飛躍できるよう努めてまいります。

令和5年度は、江府町制施行70周年の記念すべき年であります。今日の江府町を創って来られた先人に感謝するとともに、江府町を「未来に夢が描ける町」にする節目の年になると考えております。「よき伝統を守りながら進歩に目を閉ざさないことによって「理想」を創造する」「不易流行」の精神でこれからの町政を進めていきますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

日程第5 報告第1号

○議長（三好 晋也君） 日程第5、報告第1号、長期継続契約の締結状況についてを議題とします。

町長から報告をお願いします。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第1号でございます。長期継続契約の締結状況についてでございます。本報告は、江府町長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例第4条の規定により、令和4年度において締結いたしました、長期継続契約の状況を報告いたしますものでございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。議案綴りをお願いいたします。次のページをご覧ください。江府町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づきまして、令和4年度から翌年度以降も継続する7件の契約につきまして報告するものでございます。対象は、ソフトウェア、公用車、AEDなどの使用料で詳細につきましては、記載のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 日程第5、報告第1号は、報告のみであります、この際質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結いたします。

以上で報告は終了いたします。

日程第 6 議案第 6 号 から 日程第 17 議案第 17 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 6、議案第 6 号、江府町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第 17、議案第 17 号、江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてまで、以上、12 議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただいま、ご上程いただきました議案についてご説明いたします。

まず、議案第 6 号でございます。江府町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。本案は、地方公務員法等の一部改正に伴い、江府町職員の定年等に関し関係条例を整備いたすものでございます。

続きまして、議案第 7 号でございます。江府町犯罪被害者等支援条例の制定についてでございます。本案は、犯罪被害者支援に関し基本理念を定め、町及び町民の責務、支援の基本となる事項を規定いたすものでございます。

続きまして、議案第 8 号でございます。江府町個人情報保護法施行条例の制定についてでございます。本案は、「デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律」が公布され、地方公共団体に個人情報の保護に関する法律が一律に適用されることに伴って、法から委任されている「条例で定めなければならないもの」等を規定いたすものでございます。

続きまして、議案第 9 号でございます。江府町職員定数条例の一部改正についてでございます。本案は、職員を条例定数の外に置くことのできる要件及びこの要件消失の際の取扱いを追加するため、所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第 10 号でございます。江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、生活保護に係る嘱託医のうち、個人委託している「歯科」「精神科」の医師を非常勤特別職とするため所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第 11 号でございます。江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、職務の級のうち 3 級及び 4 級に統括保健師を規定するため、所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第 12 号でございます。江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和 3 年の人事院勧告に基づき、給料の号給

値、期末手当の支給月数について所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第13号でございます。江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたため、所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第14号でございます。江府町特別会計設置条例の一部改正についてでございます。本案は、特別会計を新設及び廃止する必要性が生じたため、所要の改正をいたすものでございます。

続きまして、議案第15号でございます。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うことと、令和5年度からの江府町国民健康保険税の税率改正を行うため条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第16号でございます。江府町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第17号でございます。江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。本案は、児童福祉法に基づき厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、所要の改正をいたすものでございます。

以上、議案第6号から第17号につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します。たくさんありますが、一度に全部説明させていただければいいでしょうか。

○議長（三好 晋也君） よろしいです。

○総務課長（生田 志保君） そういたしますと、議案第6号、江府町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明をさせていただきます。議案綴りと別に本会議資料を簡単に付けておりますのでご覧ください。江府町の定年延長制度の導入にあたりまして、関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。公務員の定年延長につきましては、

令和3年6月に交付されました、地方公務員法の一部を改正する法律によりまして、令和5年4月1日から段階的に定年を引き上げること、それからこれに伴いまして、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制などを導入することが定められました。本町の人事、給与、勤務等を定める関係10条例もこの影響を受けますことから、これらにつきまして一括して整備をするものでございます。ちなみに本会議資料に簡単な表を上の方に載せておりますが、段階的引き上げの適用がこのとおりとなります。参考までに表の下の括弧内の数字、こちらはこの該当となります本町の職員数でございます。それでは各条例の改正概要についてご説明いたします。まず、本会議資料に掲げておりますが、(1)江府町職員の定年等に関する条例です。現行定年60歳であります。令和13年3月31日まで2年ごとに段階的に引き上げ、65歳までとするものでございます。医師、歯科医師についてはこれを現行65歳を70歳まで引き上げることとする、これを規定しております。またここに医師、歯科医師を除きます、管理監督職の上限年齢を60歳とするという規定を新設します。管理監督職といいますのは、管理職手当が支給されております対象職種でございます。課長、参事、所長、園長、などとなりますが、これらの場合は60歳に到達した最初の4月1日、つまりこれまでの60歳定年という年になった翌年度からは管理職でなく、課長補佐級以下に降任するという形になります。ただし、この特例ということで、職務によって高度の知識、技能を要する、勤務環境、勤務条件の特殊性、降任や交替することで業務執行上、著しい支障が生ずる、余人をもって代えがたいといった理由がある場合にこの上限年齢を適用しないことができるということも規定しております。そして、この条例で、もう一つ新設する規定が、定年前再任用短時間勤務制というものの導入でございます。こちらは、60歳に到達した以降、退職した者を従来の勤務実績に基づいて、定年前再任用短時間勤務職員として定年退職の日までの任期で再任用することが出来る、基本定年延長していけば、ずっとフルタイムで働くこととなりますけれども、60歳以降この短時間勤務という選択も出来るということになります。次に、本会議資料に載せております(2)江府町職員の給与に関する条例です。給料月額、この定年に伴いまして、給料月額60歳到達の最初の4月1日以降は、その前年度3月31日に支給されていた給料の100分の70を乗じて得た額、つまり7割になるという根拠を整備するものでございます。この関連で、本会議資料に掲げております(3)江府町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例、こちらのほうに職員を降任した場合、減給することができるという規定を新設いたします。また、4番の江府町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例、こちらに管理監督職上限年齢、つまり60歳到達後100分の72減じるときの根拠、これを規定いたします。悪いことはしてないんですけども、懲戒とか分限という形で下がるという形になります。

次に本会議資料の（５）職員の勤務時間、休暇等に関する条例から（９）江府町職員の公益的法人等の職員の派遣等に関する条例、こちらの改正は法令から引用されている、条文とかそういった言葉などの部分を整備するものです。条例中にあります、今の再任用職員それから再任用短時間勤務職員という言葉で定年前再任用短時間勤務職員と読み替える、これが主な改正になっているかなというふうに思います。最後に１０番、江府町職員の再任用に関する条例です。こちらは、定年引上げに伴い廃止をいたします。但し、段階的定年引上げの間、現行と同様の再任用制度を適用いたしますので、これが今後暫定再任用制というふうに言われるんですけども、こちらに関する規定を附則のほうで規定をいたします。以上の施行期日は、一部規定を除くものがありますけれども、令和５年４月１日でございます。その他、地方公務員法の中で６０歳到達１年前までに以降の任用給与、退職手当等に関する情報を提供したうえで、その勤務の意思を確認することということが定められておりますので、こちらは適宜行っていくこととしております。何分複雑な制度でございますので、なかなか全て完璧に説明することができたとは思いませんけれども、以上のようなことで定年が段階的に延長されてまいります。

続きまして、議案第７号です。江府町犯罪被害者等支援条例の制定についてをご説明させていただきます。また議案綴りと別に本会議資料をご覧ください。本条例の制定の背景です、全ての住民が被害者となる可能性があります中、被害者は憔悴した心身状態で警察、検察官の事情聴取や裁判の対応、損害賠償訴訟等経験のない事象の手続きを行わなければなりません。更に日常生活面でも多くの負担が必要となりますが、加害者に保証されております国選弁護でありますとか、刑務所等の衣食住、入院、治療の保障に比べまして、被害者補償は極めて少ない状況にあります。住民にもっとも身近な自治体として被害者等の生活や権利を守り、日常生活や社会生活を早期に取り戻すことに繋げる、こちらを目的とし条例を制定しようとするものです。本会議資料に条例の概要を掲げております。まず、第１条に条例の目的、第２条に用語の定義、第３条では条例の基本理念を規定します。そして第４条に基本理念に則り行う町の責務、第５条では被害者支援の必要性の理解、町の施策への協力義務など、町民の責務について規定をしております。こちらでいう町民については、町内で働いていらっしゃる皆様も包括しております。第６条に町が相談助言を行うこと、それからこの窓口の設置について規定しています。第７条から９条には見舞金の支給、支給に関する事項を規則で定めること、それから生活や居住の安定を図るための支援を行うことについてを規定し、広報や啓発について最後の第１０条に定めております。附則として、施行期日は、令和５年４月１日とするものでございます。

続いて、議案第８号、江府町個人情報保護法施行条例の制定についてご説明させていただきます。

す。また、同じく議案綴りと別に本会議資料を付けておりますのでご覧になってください。個人情報の取り扱いについては、これまで国の行政機関や独立行政法人等、それから地方公共団体、地方独立行政法人、民間事業者などそれぞれの機関を対象とする法律や条例によって、その取扱いが別々に規定されてまいりました。令和3年5月にデジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する法律こちらが成立したことに伴いまして、いわゆる個人情報保護法が改正されました。個人情報の保護に関する法律が一律に適用されることになり、令和5年4月からは、この規定が共通ルールとして本町にも適用されることとなります。改正法で委任されました事項等定めるために本条例を制定するものです。本会議資料に条例に規定することが必要な事項、ガイドラインによる条例に規定することが可能な事項を定めた条例の概要を掲げております。条例の概要ですが、まず、第1条でこの条例の目的・趣旨、それから第2条で、この条例で使用する用語の定義、運用規定の統一化を求められる機関等を明記しております。第3条では、現行、情報公開条例で不開示とされている個人の不開示の情報です。改正法では、こちらは不開示とされていない事項もありますので、これを引き続き不開示とする旨を規定しております。第4条では、開示請求に係る手数料。それから第5条では、審査会への諮問につきまして従前に続き、鳥取県西部町村情報公開個人情報保護審査会へ諮問できるということを規定しております。第6条で町が取り扱う個人情報の事務の開始、変更、配信手続きについて。それから第7条では、この条例の施行に関しまして、必要な事項の規則委任について規定しております。附則第1条で施行期日を令和5年4月1日とすること。それから条例の廃止ですけれども、第2条で江府町個人情報保護条例の廃止について規定をしております。そして、附則の第3条です。旧条例で規定されております、守秘義務については、廃止後も従前のおりとする、それから条例施行日の前の日までに、前の条例の規定によりましてなされた個人情報取扱事務の届出、こちらについては、新しい条例の規定によりなされたものとされること。それから、旧条例に基づき開示請求がなされた場合の取り扱い、それから審査会に諮問した場合の調査、審議の取り扱い、こちらについては、旧条例の例によることということを規定しております。

続きまして、議案第9号、江府町職員定数条例の一部改正についてをご説明させていただきます。こちらについては、議案書のほうをお願いします。最初、説明しております、定年延長に伴いまして、一時的に定数内職員が増加することが見込まれます。しかし、これに伴って、採用を抑制することは、長期的な行政運営に支障が出ることとなります。この度のこの改正は、これまで実際には業務に従事していないにもかかわらず条例の職員定数に含まれていた事例について、一時的に定数外に置くということをも可能にする、そして、定数を実質的なものに整理して一時期

的な職員の増加に対応するものでございます。次のページの新旧対照表をご覧ください。第2条の第2項に定数の外に置くことのできる職員ということで、1号から7号までを規定しております。続く第3項には、定数の外に置く理由が消滅した場合、つまり復職する場合この特例を規定します。復職後1年間は、その職員の人数を定数外とすることができる。但し、心身の故障、病気のため体に大きな負担のかかる手術をされたとか、それで休職に至った、またメンタルに支障をきたして休職をしたというようなことが起きた場合には、この場合は、これを1年ではなくて当分の間というふうに読み替えるというものでございます。附則に施行期日、令和5年4月1日ということで規定をいたしております。

続いて、議案第10号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。議案書をお願いいたします。これは生活保護に係る嘱託医を非常勤特別職に位置づけようとするものでございます。この嘱託医は、単なる診療ではなくて、保護上の医療補助が必要かどうかを判断する職務、これを行っていただくという性質上、その適否が委託先の個人の意思に責任に委ねられるべきではない、そういう観点から非常勤特別職とし、同時に報酬を規定するものです。次のページの新旧対照表をご覧ください。嘱託医審査が必要なのは、医科、歯科、精神科でございますけれども、この内、医科については、日野病院への法人委託となっております。この度、非常勤特別職として規定しようとするものは、左側改正後の歯科医及び精神科医となります。附則として、施行期日、令和5年4月1日を規定しております。

次に、議案第11号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。議案書をお願いします。これは、条例第3条第3項に規定する、職員の職責に応じた職務職階表に保健師に係る新たな職名を規定するものでございます。次ページの新旧対照表をご覧ください。保健師は専門的知識を要しまして、複雑多岐にわたる業務を行っておりますが、これまでは経験年数最長の者、年長者こちらが慣例で指導総括にあたってまいりました。職責を伴う明確な職名が定められておりませんでしたので、この度、県や他の自治体でも一般的に使われております、統括保健師、こちらを条例に明記することによりまして、その職責を明確にしようとするものでございます。左側改正後の3級に統括主幹保健師、同じく4級に統括保健師こちらを追加いたします。附則として、施行期日令和5年4月1日を規定しております。

続いて、議案第12号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてです。こちらも議案書をお願いします。これは令和3年の人事院勧告に基づきまして、期末手当の支給月数と給料表の各号給値を改正するものです。ご承知いただいておりますとおり、令和3年の人事院勧告につきましては、国の法改正時期の影響により令和4年度に職員の給与に

関する条例等を改正し、所要の遡及措置を行いました。但し、会計年度任用職員につきましては、単年度更新であることから年度中途での勤務条件の改定、遡及は行っておりません。次のページの新旧対照表をご覧ください。第3条第2項、期末手当の月数につきまして、改正前100分の127.5であったものを、左側改正後100分の120に。それから第3条に係る給料表につきまして、左側の改正後の号給値を適用しようとするものでございます。附則として、施行期日、令和5年4月1日を規定しております。

次に、議案第13号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。議案書を願ひいたします。昨今の物価高騰を鑑み、令和4年4月に公職選挙法施行令が改正されまして選挙講演に要する経費、こちらに係る限度額が引き上げられました。この引き上げに準じまして、町条例の改正を行うものでございます。次ページ以降の新旧対照表をご覧ください。選挙運動用自動車の使用について第3条第2項になります。候補者一人当たり35,860円であったものを、改正後36,300円とします。この内訳は、第5条第1項第1号のアで車用の使用料15,800円であったものを16,100円に、それからその次のイというところで車両に係る燃料代7,560円であったものを7,700円に引き上げるものです。これに運転手に係る経費も含まれておりますけれども、この度の施行令では、改正されておられませんので、これは据え置きといたします。続いて、第7条、第9条は、選挙運動用ビラについて、それから、第12条は同じくポスターについて規定をしております。ビラの単価7円51銭であったものを7円73銭に、それからポスターの単価525円6銭であったものを541円31銭に引き上げるものです。そして、第2条にあります追加で交付されるポスターの規格費部分ですが、こちらは施行令と同様の額にしておりませんで、引き上げ率のほうを適用します。40,000円であったものを41,000円に引き上げといたします。附則として、施行期日を交付の日とし、摘要区分、条例の施行日以降にその期日を告示される選挙というふうに規定をしております。

次に、議案第14号、江府町特別会計設置条例の一部改正についてでございます。議案書を願ひいたします。本案は、業務終了開始に伴って、特別会計を廃止、新設するものでございます。次ページの新旧対照表をご覧ください。右側改正前の(2)住宅新築等貸付事業特別会計ですが、こちらは住宅の新築に伴います起債の償還、それから当事者からの現年分の償還が終了しましたし、現在は滞納分の元利償還を歳入で受けるのみの状態となっておりますので、この度、特別会計を廃止し、今後償還される歳入については一般会計で引き継ぎたいと考えております。それから、左側改正後です、新設の(2)移住促進住宅特別会計は移住促進住宅を多年に渡り運営して

いくことにあたりまして、経理の都合上、一般会計と区分して管理する必要がありますので、地方自治法第209条第2項の規定に基づいて設置するものでございます。附則といたしまして、施行期日、令和5年4月1日。経過措置として廃止する住宅新築等貸付事業特別会計の令和4年度以降の歳入歳出の取り扱い、こちらのほうを規定しております。総務課の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します、議案第15号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。こちらにつきましては、本会議資料の5枚目をご覧ください。ただければと思います。今回の条例改正につきましては、国民健康施行令の改正に伴うものと、あとは税率の変更に伴うものが大きくふたつでございます。まず、国民健康保険税施行令の改正に伴うものでございますが、こちらにつきましては、施行令が一部改正されましたので、それに伴いまして、税条例を改正するものでございます。中身につきましては、後期高齢者支援金等賦課金、賦課限度額を現行の20万円から2万円増額しまして22万円に改正するものでございます。これに伴いまして、一世帯当たりの国民健康保険税の最高額は、102万円から104万円までとなります。続きまして、低所得者に対する被保険者の均等割額、平等割額を軽減する所得判定基準の見直しについてでございます。こちらにつきましては、所得軽減につきましては、7割5割2割軽減があるんですけども、今回見直しさせていただきますのは、5割軽減と2割軽減についてでございます。こちらにつきましても、所得判定基準を現行のそれぞれ5割軽減が28万5,000円から5,000円増の29万円。2割軽減が現行の52万円から1万5,000円増の53万5,000円に変更するものでございます。続きまして、税率の変更についてでございます。国民健康保険税につきましては、資産割り、固定資産税の税額に基づきまして税額が設定されておりますが、これにつきましては、近隣市町村等、導入が徐々に無くなりつつあるということと、なかなか資産割りと言いますと町外に資産があった場合になかなか把握しにくいということもありまして、鳥取県全体では無くす動きになります。また、国民健康保険につきましては、すでに鳥取県一本となっておりますが、将来的には税率も統合化していくことが計画されておりました。令和6年度あたりに工程を詰めるというような予定になっております。その流れの一環としまして、昨年度から3年間かけて資産割りを廃止することとさせていただいておりました。来年度につきましては資産割りそれぞれ医療分、後期高齢者医療支援分、介護分、それぞれ資産割りの金額が率が設定してありますが、医療分につきましては5%削減しまして10%から5%、それから支援分につきましては、3%から1.7%、介護分につきましては、3.6%から1.8%という形で半減させていただくような計画にさせていただいております。それに伴いまして、

所得割、均等割り、平等割を資産割りが減額した分をそちらのほうに割り振るという形にさせていただいております。令和6年度につきましては、資産割りは廃止というような形にもっていかせていただければというものでございます。より詳しくは、議案書の条例の改正案について新旧対照表に載っておりますが、こちらの率に基づきまして、それぞれ7割、5割、2割軽減世帯ごと、それから特定世帯、特定継続世帯以外という形で、それぞれ税率を細かく改正案を載せておりますので、そちらをご覧くださいと思います。施行期日は、令和5年4月1日からとして、令和5年度から税率変更をさせていただければというものでございます。

続きまして、議案第16号、江府町国民健康保険条例の一部改正について説明させていただきます。こちらにつきましても、本会議資料の次のページをご覧くださいと思います。こちらにつきましては、国の社会保障審議会におきまして、出産育児一時金の額を令和5年4月から全国一律で8万円増額すべきということになりまして、江府町もそれにならしまして増額するものでございます。現行の改正前、出産育児一時金が40万8,000円でございますが、これを8万円増額しまして、48万8,000円とするものでございます。施行期日は、令和5年4月1日からでございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 加藤教育課長。

○教育課長（加藤 邦樹君） そうしますと、議案第17号をご説明させていただきます。江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。趣旨につきましては、児童福祉法に基づき、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う条例改正でございます。そうしますと、議案綴りの次のページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の2ページ目でございます。7条の2と3が新設でございます。7条の2は、安全計画の策定等の義務付けがなされております。続いて、7条の3でございますが、自動車を乗降する際の乳幼児の所在確認の義務付け、この2点が新設でございます。続いて、その下13条は、民法における親権者の懲戒刑に関わる規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を今回削除ということでございます。続いて、条例番号が13条にずれるんですけども、こちらは、衛生管理等に関する規定でございます、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう義務付けたということが新設でございます。施行期日等につきましては令和5年4月1日から施行するということでございます。以上です。

○議長（三好 晋也君） これより議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第 6、議案第 6 号、江府町職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

議案第 6 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 7、議案第 7 号、江府町犯罪被害者等支援条例の制定について。

議案第 7 号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（3 番 森田 哲也君） 議案自体の中身については賛成ではありますが、ここにあり
見舞金は町長が規定でということなんです、大体どれぐらいを目途に規定されるのかお伺い
したいと思います。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、どれぐらいといいますと時期的なものでしょうか。

（「金額」と発言する者あり）

○議長（三好 晋也君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） 今の時点で幾らというのは決めておりませんが、県内で既に先行
されているところもございますので、その辺りをちょっと参考にしながら決めていきたいなとい
うふうに考えております。

○議長（三好 晋也君） 他に質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 8、議案第 8 号、江府町個人情報保護法施行条例の制定について。

議案第 8 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 9、議案第 9 号、江府町職員定数条例の一部改正について。

議案第 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 10、議案第 10 号、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例の一部改正について。

議案第10号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第11、議案第11号、江府町職員の給与に関する条例の一部改正について。

議案第11号の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 3級に新たに統括主幹保健師というのができますけども、その隣にあります主幹保健師と、それから4級にあります統括保健師との仕事の中身的なものはどのように違いますでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 先程、提案説明で申しましたとおり、実際には主幹保健師、例えば何人かおりましたも、その中で年長者のものが統括的な業務を行っております。みんなの仕事の状況を見たりですとか、指導したりですとか。そういったことに職名がついておりませんでしたので、改めて統括ということをつけて職務を明確にしようというものでございます。主幹保健師については、何人か経験により主幹になってまいりますので、何人か主幹保健師というものが出てくる可能性はございます。そして、4級には統括保健師だけとなっておりますけれども、こちらについて課長補佐という形で課内の全体的なものに目を配るということもございまして、事例には課長補佐そして統括保健師という2段書きで執行しようというふうに考えております。以上です。

○議長（三好 晋也君） 他に質疑はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第12、議案第12号、江府町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第12号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第13、議案第13号、江府町議会議員及び江府町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

議案第13号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第14、議案第14号、江府町特別会計設置条例の一部改正について。

議案第14号の質疑を行います。

森田議員。

○議員（3番 森田 哲也君） この度、新しく移住促進住宅特別会計が出来るわけですが、その主な歳入項目、歳出項目っていえば、どんなものが上がるんでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します、この度の当初予算の特別会計の予算にも計上させてはいただいておりますが、主に家賃収入、あるいは町の繰入金、そういったものでございます。

○議長（三好 晋也君） よろしいですか。他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第15、議案第15号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第15号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第16、議案第16号、江府町国民健康保険条例の一部改正について。

議案第16号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第17、議案第17号、江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

議案第17号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第18 議案第18号

○議長（三好 晋也君） 日程第18、議案第18号、財産の取得（旧JA神奈川支所）の変更に

ついてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第18号でございます。財産の取得（旧JA神奈川支所）の変更についてでございます。本案は、令和5年江府町議会第1回臨時会で議決を得た財産の取得について、変更の必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第8号及び江府町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼いたします。財産の取得の変更についてご説明させていただきます。議案書の次のページをご覧ください。取得する財産の内訳と所在は変わっておりません。3番、取得金額の変更でございます。建物変更前、842万5,542円でしたけれども、次の下に変更の理由を書いております。建物の内、先程、阿部議員さんからお話がありましたけれども、倉庫部分の屋根が破損をしまして、修繕を要する、修繕するにはこの相当する金額74万8,000円がかかるであろうという見積もりをいただきまして、これを取得金額から減額することといたしました。変更後の額は767万7,542円です。取得の相手方も変わりませんので省略をさせていただきます。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第18号の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 先程、全協のときに6,200万事業をやられるということでそのときにも伺ったんですけども、とりあえずの予算は予算だと、はぐってみないと分からないところがたぶんにあるということでございましたが、この74万8,000円というのはそれなりに調査をされて決められた金額なんですか。それとも、大体この程度だということで決められた金額なんですか。

○議長（三好 晋也君） 白石町長。

○町長（白石 祐治君） これはJAさんからの財産の取得ということで、提案をしているものでございます。当初は、課税している標準額でもって決めさせていただいたんですけども、JAさんのほうから申し出がございまして、この金額が修繕が必要なので減額させてほしいという申し出がございましたので、それを受けて減らすものでございます。以上です。

○議長（三好 晋也君） 他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 19 議案第 19 号 から 日程第 32 議案第 32 号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第 19、議案第 19 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から、日程第 32、議案第 32 号、令和 5 年度江府町下水道等事業会計予算まで、以上、14 議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第 19 号、令和 5 年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から議案第 32 号、令和 5 年度江府町下水道等事業会計予算まで、これら 14 議案の提案にあたりまして、本町の財政状況について述べさせていただきます。

まず、起債残高は、普通会計で約 4 億 3, 800 万円。特別会計、公営企業会計と併せますと約 7 億 1, 100 万円となります。令和 3 年度決算統計の速報値からみますと、地方債の町民 1 人当たりの財政負担は 1 万 7, 100 円となり、県内町村の平均 9 万 4, 000 円より 7 万 7, 000 円多くなっています。県内では 2 番目に多い水準でございます。

また、財政調整基金を始めとする基金残高は、令和 4 年度末で約 1 億 5, 700 万円であり、昨年度末から約 2 億 9, 500 万円の増となっております。自治体の収入に対する負債返済の割合を示す単年度の実質公債費比率が、直近の令和 3 年度で 13. 7% となっており、今後、近年借入れを行いました新庁舎建設事業やデジタル防災行政無線導入事業といった大型事業の返済が加われば、さらに上昇する見込みとなります。なお、3 年平均の実質公債費比率は 13. 5% ですが、この値が 18% 以上になりますと、新たな起債の借入に鳥取県の許可が必要となります。財政運営がより一層厳しさを増すこととなります。

令和 5 年度当初予算では、収支不足を補うため、約 1 億 7, 500 万円を基金から繰り入れ、歳入に充てております。今後もこうした収支不足の状況が続くことが見込まれます。このままの財政運営では、数年後には基金は枯渇し、収支不足を埋め切れない状況が見込まれます。より抜本的な行財政改革が必要であり、取り組んでいく所存でございます。

続きまして、冒頭の行財政方針に基づき編成した、新年度予算の概略について述べさせていただきます。令和 5 年度一般会計歳入歳出予算総額は、4 億 9, 000 万円でございます。別途

特別会計といたしましては、11会計、歳入歳出予算総額13億9,081万6,000円。一般会計と合わせますと63億4,081万6,000円となります。公営企業会計は2会計で、簡易水道事業会計は、収益的収入7,760万8,000円。収益的支出1億2,023万7,000円、資本的収入1億763万3,000円、資本的支出1億2,069万1,000円、下水道等事業会計は、収益的収入1億5,605万4,000円、収益的支出1億6,699万3,000円、資本的収入1億5,762万5,000円、資本的支出1億9,924万9,000円でございます。以上、令和5年度一般会計並びに特別会計、公営企業会計当初予算14議案を提案させていただきます。ご審議のほどよろしく御願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上14議案の個別質疑については、予算特別委員会で行いますが、総合的な質疑がございましたらお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、日程第19、議案第19号、令和5年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算から、日程第32、議案第32号、令和5年度江府町下水道等事業会計予算まで、以上14議案の質疑は終了します。

日程第33 特別委員会の設置及び付託について

○議長（三好 晋也君） 日程第33、特別委員会の設置及び付託についておはかりします。議長発議として、令和5年度予算審議議案の14件は、特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、予算審議は、特別委員会を設置して付託審査とすることに決しました。

続いて、議長発議として、各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第5条の規定により、一般会計予算特別委員会とし5名、特別会計予算特別委員会とし4名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりいたします。各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第6条の2の規定

により、議長において指名することとし、一般会計予算特別委員会委員には、川端雄勇議員、阿部朝親議員、森田哲也議員、加藤周二議員、三好晋也の5名。

特別会計予算特別委員会委員には、長岡邦一議員、三輪英男議員、川端登志一議員、芦立喜男議員の4名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、所属委員は、議長指名のとおり決しました。

ここで暫時休憩とし、その間に各特別委員会では、直ちに正副委員長を互選し、議長まで報告をいただきます。

暫時この場で休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

一般会計予算特別委員会委員長、阿部朝親議員。副委員長、森田哲也議員。特別会計予算特別委員会委員長、川端登志一議員。副委員長、芦立喜男議員の以上であります。

各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託します。

一般会計予算特別委員会は、議案第19号を。特別会計予算特別委員会は、議案第20号から、議案第32号まで以上14件を、それぞれの委員会に付託するので、会期中に結果の報告を求めます。

日程第34 議案第33号 から 日程第43 議案第42号

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第34、議案第33号、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号）から、日程第43、議案第42号、令和4年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）まで、以上、10議案を議題とし、本案の審議を先議いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第33号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補

正予算（第11号）でございます。本案は、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,020万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億3,307万1,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第34号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。本案は、規定の予算総額から歳入歳出それぞれ238万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億6,597万1,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第35号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）でございます。本案は、規定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,280万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億5,084万8,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第36号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）でございます。本案は、規定の予算総額から歳入歳出それぞれ1,790万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億5,034万3,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第37号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）でございます。本案は、規定の予算総額から歳入歳出それぞれ983万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億265万2,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第38号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、規定の予算総額から歳入歳出それぞれ71万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5,637万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第39号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。本案は、令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算の総額から、歳入歳出それぞれ696万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,374万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第40号でございます。令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ434万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

864万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第41号でございます。令和4年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。本案は、収益的収支につきましては、水道事業収益106万9,000円を増額、水道事業費用465万1,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益7,388万7,000円、水道事業費用1億686万4,000円といたすものでございます。また、資本的収支につきましては、資本的収入を1,628万6,000円、資本的支出を1,572万3,000円減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億6,788万2,000円、資本的支出1億8,531万3,000円といたすものでございます。

議案第42号でございます。令和4年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）でございます。本案は、収益的収支につきましては、下水道事業収益89万3,000円を減額、下水道事業費用64万5,000円を増額し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億7,067万8,000円、下水道事業費用1億8,353万7,000円といたすものでございます。また、資本的収支につきましては、資本的収入を661万4,000円、資本的支出を382万2,000円減額し、補正後の予算額をそれぞれ、資本的収入1億2,433万7,000円、資本的支出1億6,544万4,000円といたすものでございます。以上、一般会計、特別会計、公営企業会計補正予算10議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当に説明させますが、いずれも速やかな執行を要する案件があるため、先議をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、議案第33号、一般会計補正予算（第11号）の概要についてご説明をいたします。議案書と別に配付しております、本会議資料をご覧になっていただきたいと思っております。本会議資料をまずご覧ください、歳入歳出それぞれ1億1,920万2,000円を減額する一般会計補正予算の概要をまとめております。まず、今回の補正の内容ですけれども、年度末を迎えまして事業費の確定、あるいは精算に伴います増減の整理がほとんどでございます。これに伴う財源の精算が生じたということが今回の補正の対応です。それに応じまして、大きく動いたもの主だったものを歳出を中心にかいつまんでご説明申し上げたいと思っております。まず、歳出の一番上でございます、ふるさと納税推進事業です。年度当初から、先程、行政報告でもさせていただきましたように、月ごとの実績が前年比倍増ということが続いてまいりました。昨年度、補正のたびに少しずつ増額をさせていただいたんですけれども、今年度9月補正

におきまして、年度末の実績を想定しました増額補正を行っております。それに対して実績を鑑みまして、今回歳入を1億円減額。これに伴いまして、返礼品やシステム使用料などの経費分、こちらの5,000万円分を減額いたします。以下、事業費の確定それから精算に伴う増減となりますけれども、下がっていただきまして、土木費、道路維持費こちらが大きく増額をしております。これはご承知のとおりでございますけれども、年末年始大変な降雪となりました。除雪で大変経費が掛かっておりますが、特にこの冬は倒木等に対する対応等が頻回にありましたことから、道路修繕工事の請負費1,049万円を増額させていただきたいと思っております。その下に直接、除雪の委託に関する経費3,652万9,000円を増額。同じく県道に係ります除雪経費1,875万2,000円を増額でございます。この県道に係る経費につきましては、上をご覧くださいとさせていただきますとわかりますように全額県費として入ってまいりますのでございます。次に議案書の5ページをご覧ください、事業の執行の関係上、年度内に支出を終わる見込みがどうしても経たない事業がいくつかございます。こちらの繰越明許費をお願いするものです。これにつきましては、年度を超えて執行を認めていただきたく、この度の補正予算の内容として加えさせていただいております。事業は、一覧に掲げているとおりでございますけれども、出来る限り早期の執行を図るよう努めてまいりたいと思っております。次に、6ページをご覧ください、第3表、地方債の補正です。辺地対策事業、過疎対策事業の補正が生じたので限度額3億854万6,000円を3億3,294万6,000円に増額するものでございます。こちら議案書、事項別明細書をこの後に付けておりますので、ご確認をいただきましてご承認賜りますようよろしくお願いいたします。議案第33号、一般会計補正予算（第11号）の説明は以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原 順二君） 失礼します、議案第34号、令和4年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の概要について説明させていただきます。先程、本会議資料の一般会計の次のページをご覧くださいと思います。議案書もその続きとなっております。今回の補正につきましては、238万9,000円を増額しまして、補正後の予算を3億6,597万1,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、決算見込みによる予算の調整が主なものでございます。内訳としまして、大きなものとしましては、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金389万9,000円の増とはなっておりますが、こちらにつきましては、下段の歳出のほうに国保事業会計繰出金、特別調整交付金へき地直診581万9,000円、これが入ってきておりまして、他の事業費分それからシステム改修分などと調整しまして、歳入としては389万9,000円の増となっております。他につきましては、実際の見込みにつき

まして、調整をしたものでございます。歳出につきましては、主なものは先程も申し上げましたとおり国保施設勘定への繰入金特別調整交付金分でございます、そのほかは予算の調整の増減でございます。

続きまして、本会議資料1枚おはぐりいただきまして、議案第35号、令和4年度国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）の概要について説明させていただきます。今回の補正は、補正額1,280万6,000円増でございます。補正後の予算額を2億5,084万8,000円とするものでございます。今回のこちらの補正につきましても、実績見込みによります予算の増減でございますが、主なものにつきましては、先程、事業勘定で申し上げました一般会計繰入金978万6,000円の増としておりますが、この内、先程申し上げました調整交付金などの増、特別交付税分などが実際にこれだけ入ってきますので、こちらのほう歳入を増やしております。雑入につきましては、PCR検査等の手数料で入ってきたものでございます。これに伴いまして、歳出のほうは主には一般管理費それから医療材料器具費、賃借料などそういったものは実績見込みにつきましての減でございます。そのほかは、財政調整基金への積み立てということで、1,995万6,000円を基金のほうに積み立てていただく予算としております。

続きまして、次のページの議案第36号、令和4年度介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の概要について説明させていただきます。今回は補正額1,790万9,000円の減でございます。これに伴いまして、補正後の予算額6億5,034万3,000円とするものでございます。こちらにつきましては、まず歳出の下段のほうをご覧くださいと思いますが、保険給付費の介護保険サービス給付費が3,300万の減としております。こちらにつきましても、サービスの給付見込みによるものでございます。これに伴いまして、それぞれの歳入の負担区分、国支払基金交付金、県国保支出金などを調整させていただいております。保険料につきましては、実績に基づきまして見込みでございます。そのほかは、事務的経費を多少増減させていただいているものでございます。

続きまして、おはぐりいただきまして、本会議資料、議案第37号、令和4年度介護老人保健特別会計補正予算（第3号）の概要についてでございます。こちらにつきましては、補正額983万7,000円の減でございます。補正後の予算額を1億265万2,000円とするものでございます。こちらにつきましては、介護老人保健施設の委託料などを施設工事、改修工事の請負費の執行、入札によります執行残を減額したものでございます。それに伴いまして、一般会計の繰入金、地方債の借入金も減額しているところでございます。

続きまして、議案第38号、令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要に

ついて説明させていただきます。こちらにつきましては、補正額71万6,000円の減でございます。補正後の予算額を5,637万5,000円とするものでございます。こちらにつきましては、後期高齢者医療の保険料の実績見込みがほぼ整いましたので、それに併せまして、予算の調整を図ったものでございます。保険料徴収したものは全て広域連合に納付しておりますので歳入減した分を歳出も減しているものでございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田総務課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、議案第39号、索道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。議案書をお願いします、3ページの歳入でございます。繰入金696万7,000円の減。そして、4ページをご覧くださいまして、歳出、索道管理費696万7,000円の減としております。主な補正内容としましては、事項別明細書に掲げておりますが、本年度導入を予定しておりました乗用の草苜機につきまして、年度内の納品が見込めないこととなりましたために、この際、一旦減額いたすものでございます。この財源の一般会計からの繰入金も同様に減額するものです。その他内容をご確認いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。索道事業会計補正予算の説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼します、議案第40号、令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）のご説明をさせていただきたいと思っております。議案綴りのほうをご覧くださいと思います。1枚おはぐりくださいませ、1ページでございます、第1表、歳入歳出予算補正ということで、歳入でございます。財産収入としまして、財産運用収入マイナス4,000円、基金の利息でございます。それから10番としまして、財産売払収入マイナス20万円でございます。それから、繰入金としまして、基金会計からの繰入金でございますが、マイナス30万円でございます。前年度繰越金につきましては、額の確定に伴いまして9,000円補正をさせていただいているところでございます。諸収入でございます、484万円の増額補正でございますが、こちらにつきましては、鏡ヶ成造林地のほうで分収林の伐採をしておるわけですが、この伐採した木材の販売に係る収益、分集金を収入として見込んでいるものでございます。歳入の補正総額434万5,000円でございます。続きまして、次ページ歳出でございます、款の5財産区管理会費につきましてですが、395万2,000円の補正でございます。内訳としまして、5の財産区管理会費のほうで55万円の減額でございます。こちらにつきましては、財産区管理会の委員さんの視察研修を予定しておりましたが、コロナの影響で中止をしたために減額をさせていただいているものでございます。それから、10.事業費のほうでござい

ますが、450万2,000円の増額でございます。こちらにつきましては、先程歳入の諸収入の部分で申し上げましたが、鏡ヶ成造林地の分収造林の収益金を支払うものでございます。当該地につきましては、御机の使用権付与地ということでございますので、御机集落に対してお支払いを予定しているものでございます。以上、歳出総額434万5,000円の増額でございます。次ページ以降、歳入歳出補正予算の事項別明細書それから詳細の説明等付けておりますので後程ご覧いただければと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（三好 晋也君） 続いてお願いします。

○産業建設課長（末次 義晃君） では、引き続き失礼いたします。議案第41号、令和4年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）のご説明をさせていただきます。引き続き、議案のほうをご覧いただければというふうに思います。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。先程、町長の提案説明の中で申し上げられましたので、こちらのほうは、内容についてご覧いただければというふうに思います。第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、こちらのほうに予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正し、括弧書き中1,686万8,000円を1,743万1,000円に改めるとあります。こちらにつきましては、その下段にあります資本的収入支出の合計欄、一番上を見ていただければと思うんですが、収入のほうが不足している状況でございます。こちらにつきましては、当年度分の損益勘定保留金をもって充てるとということ、その額を明記しているものでございます。続きまして、第3条の内訳につきましても、先程、提案説明の中で申し上げておりますので、省略をさせていただきます。第4条、企業債でございます。起債に係る限度額を明記している分でございます。予算第5条の表、簡易水道事業の項中7,210万円を6,210万円に、この部分が簡易水道事業債に係る限度額の部分でございます。同表過疎対策事業1,530万円を1,170万円に、こちらが過疎債の部分でございます、に改め、また同表、辺地対策事業の項中4,360万円を3,610万円に改める。こちらのほうが辺地債に係る部分に改めるとさせていただきます。続きまして、2ページでございます。第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますけども、予算第8条第1項第1号中、496万8,000円を504万8,000円に改めるとあります。こちらについては、職員の給与費を定めているものでございます。続きまして、第6条、他会計からの補助金でございます。予算第9条中2,120万4,000円を1,443万6,000円に改めるとあります。こちらにつきましては、一般会計から簡易水道会計への補助金の額を示したものでございます。補正予算の内容の詳細についてご説明をさせていただきます。議案書をおはぐりいただいて11ページをご覧いただけますでしょうか。よろしいでしょ

うか、令和4年度江府町簡易水道事業会計予算明細書というページでございます。まず、収益的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、簡易水道事業収益補正予定額106万9,000円でございます。内訳としまして、営業収益が82万4,000円の増額でございます。その内訳でございますが、まず、給水収益のほうは59万円、水道使用量でございますけれども、増額補正させていただいておるところでございます。続きまして、営業外収益でございます、17万1,000円の増額でございます。中身でございますけれども、まずは補助金のほうがマイナスで676万8,000円の減額となっております。こちらにつきましては、深山水路に係る試験費に係る補助金を受け入れる予定でございましたが、事業の先送りと延伸になっておりまして、それを減額させていただいているものでございます。それから、消費税の還付金でございます。こちらについては、申告確定に伴いまして、681万5,000円を補正計上させていただいているところでございます。下段の支出のほうでございます、簡易水道事業費用マイナスで456万1,000円でございます。内訳としまして、営業費用59万1,000円でございます。こちらについては、内訳ですけれども、原水及び浄水費のほうでマイナス650万6,000円でございます。主なものとしましては、先程申し上げました深山水路に係る調査費の減額672万4,000円が主なものでございます。その次、配水及び給水費でございます。65万8,000円の増額でございます。こちらにつきましては、人件費それから光熱水費等の調整に係るものを計上させていただいているところでございます。続きまして、右のページ、12ページに移っていただきまして総掛費でございます、10万3,000円の減額でございます。それから、特別損失でございますが、125万9,000円でございます。その他、特別損失ということでこちらにつきましては、大河原の配水池の工事を実施したことに伴うものでございます。続きまして、資本及び収入のほうでございます。まず、収入の部分でございます。資本的収入マイナスの1,628万6,000円でございます。内訳といたしまして、企業債マイナスの2,110万円でございます。こちらにつきましては、大河原の配管事業を伴う減額でございます。それから、続きまして負担金でございます。負担金のほうが522万5,000円の増額となっております。内訳としまして、他会計からの負担金でございますが、主な内容としましては、武庫地区等で消火栓等新しくさせていただいております。それにつきましては、一般会計から負担金をいただいて事業を実施した部分でございます。続きまして、出資金でございます。マイナスで41万1,000円となっております。続きまして、支出でございます。資本的支出マイナスで1,572万3,000円となっております。内訳としましては、建設改良費で同額でございますが、更に内訳としまして、取水設備費のほうでマイナスの793万円でございます。こちらのほう、

内訳としましては、まず委託料でマイナス600万円となっておりますが、これが深山口の調査費の取りやめ分でございます。それから、工事請負費マイナス193万円としておりますが、これはテレメーターの交換等に係る出来高で減額をさせていただいたものでございます。それから、配水管設備改良費でございますが、こちらのほうもマイナスの779万3,000円でございます。こちらにつきましては、大河原地区の配水管の敷設工事の実績に伴いまして、減額をさせていただいたものでございます。そのほか、ほかのページになりますが、キャッシュフロー、それから給与明細、貸借対照表を付けておりますので、また後程ご覧いただければと思います。議案第41号については以上でございます。

続きまして、議案第42号のほうに移らさせていただければと思います。1枚おはぐりください、令和4年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）でございます。第2条、収益的収入及び支出の補正、内容についてはご確認をいただければというふうに思います。第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。先程、簡易水道のところでも申し上げましたが、資本的収入支出の額を見比べていただきますと収入のほうが少なくなっております。この収入の不足する部分について、簡水と同じように当年度分の損益勘定保留金から差額を補てんすると、その額を定めたものでございます。右の2ページのほうにお移りください。第4条、企業債でございます、起債の借り入れ限度額の部分でございますが、予算第5条の表、過疎対策事業の項中430万円を360万円に。過疎債分でございます。同表辺地対策事業70万円を50万円にこちらが辺地債分でございます。同表下水道事業債の項中520万円を420万円に改めさせていただきます。また、同表計中の項中、こちらのほうが起債全ての合計の額ということになるわけですが、7,310万円を7,120万円に改めるというものでございます。それから第5条でございます、議会の議決を得なければ流用することができない経費ということでございますが、予算第8条第1項第1号中904万3,000円を844万6,000円に改めるとさせていただきます。こちらについては、関係する職員の給与費でございます。第6条、他会計からの補助金でございます。予算第9条中7,159万1,000円を6,984万2,000円に改めるとさせていただきます。こちらについては、一般会計からこの下水道等事業会計への補助金額を示したものでございます。議案のほうをおはぐりいただきまして、11ページをご覧くださいませでしょうか。令和4年度江府町下水道等事業会計明細書のページでございます。上からご説明を申し上げます。まず、収益的収入及び支出でございます。収入としまして、下水道事業収益で89万3,000円の減額でございます。内訳としまして、まず、営業収益の方ですが、45万5,000円の減額でございます。下水道使用料で30万2,000円の減額、それから国庫補

助金としまして15万3,000円の減額でございます。こちらについては、浄化槽の国庫補助金についてのものでございます。続きまして、営業外収益でございます。149万4,000円の減額でございます。こちらについては、一般会計からの補助金なり負担金を精査させていただいているものでございます。それと、消費税の還付金ということで、85万1,000円を増額させていただいております。続きまして、特別利益でございます。105万6,000円でございます。内訳としましては、過年度損益修正益ということで8万円。消費税に係るものでございます。それから、その他特別利益でございます。97万6,000円でございます。こちらについては、償却資産に係るものでございます。続きまして、その支出でございます。下水道事業費用合計で64万5,000円を増額補正させていただいております。内訳ですが、まず、営業費用のほうでございます。マイナスで125万9,000円の補正、内訳といたしまして、管渠費マイナスで221万8,000円でございます。こちらの主なものといたしましては、委託料の分でございます。マイナス250万となっておりますが、不明水の調査のほう、今年度実施ができておりません。事業を次年度に先送りをさせていただきたいということで減額をさせていただいているところでございます。それからポンプ場費1万9,000円の増額。処理場費45万9,000円の増額。総係費21万円の減額としております。内容については、ご覧いただければと思いますが、人件費に係るもの、それから光熱水費の高騰に伴う補正内容とさせていただいているところでございます。あと、営業外費用4,000円企業債の利息、それから特別損失としまして190万円、こちらにつきても減価償却に係るものでございます。次のページ12ページに移っていただきまして、資本的収入及び支出でございます。まず、収入でございますが、資本的収入につきましてマイナスの661万4,000円でございます。こちらについては、まず、企業債としましてマイナス190万円、出資金につきましてもマイナスの471万4,000円というふうにさせていただいておりますが、こちらのほう各事業の出来高に併せて減額をさせていただいているものでございます。下段の支出でございます、資本的支出でマイナスの382万2,000円でございます。内訳といたしまして、管路建設改良費のほうでマイナスの239万5,000円計上させていただいております。この内容につきましては、川筋地区それから下蚊屋地区における警報器の更新を行っておりますが、こちらの出来高に併せて減額をさせていただいているものでございます。下段の処理場建設改良費につきましても、執行実績を鑑みましてマイナスの142万7,000円を計上させていただいているところでございます。そのほか、先程と同様にキャッシュフローそれから給与明細、貸借対照表についても付けておりますので、またお読み取りいただければと思います。以上よろしく願いいたします。

○議長（三好 晋也君） これより議案に対する質疑を行います。

質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第34、議案第33号、令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第11号）。

議案第33号の質疑を行います。

阿部議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） どちらかの間違いだと思いますけども、先程、一般会計補正で町長さんが言われた数字が補正額が1億2,020万2,000円と言われたと思いますが、補正予算の総務課長の説明は1億1,920万2,000円という100万円違う数字だったと思いますけども、それは町長さんの提案間違いということでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 生田課長。

○総務課長（生田 志保君） 失礼します、町長そのままお読みになったと思いますので、私が提案説明の書き方を間違えてしまったと思われます。一般会計補正予算の議案第33号の1ページ目に書いております、第1条の額が合っております。大変申し訳ありませんでした。

○議長（三好 晋也君） よろしいですか。

○議員（5番 阿部 朝親君） はい。

○議長（三好 晋也君） 他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第33号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第35、議案第34号、令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

議案第34号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 4 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 6、議案第 3 5 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 4 号）。

議案第 3 5 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 5 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 3 7、議案第 3 6 号、令和 4 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）。

議案第 3 6 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 3 6 号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 38、議案第 37号、令和4年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）。

議案第 37号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 37号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 39、議案第 38号、令和4年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第 38号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第 38号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 40、議案第 39号、令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第5号）。

議案第 39号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第39号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第41、議案第40号、令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）。

議案第40号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第40号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第42、議案第41号、令和4年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

議案第41号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第41号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。
日程第43、議案第42号、令和4年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）。
議案第42号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。
採決を行います。

議案第42号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第44 陳情書の処理について

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第44、陳情書の処理についてを議題といたします。
受理した陳情書は、タブレットに配信しました陳情文書表のとおりです。

おはかりいたします。陳情第1号、第3号、第4号、第5号は、総務経済常任委員会に、陳情
第2号は、教育民生常任委員会に会期中に審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情5件は、所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いいた
します。

○議長（三好 晋也君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午後0時03分散会
